

青森県報

第四千五百一十一号

平成三十年
十月五日
(金曜日)

目 次

告 示

- 生活保護法による指定施術者の施術所の休止の届出……………(健康福祉政策課) ……一
- 生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定施術者の廃止の届出……………(同) ……一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉保険課) ……二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 介護保険法による介護老人保健施設の廃止の届出……………(同) ……二
- 特定行為業務の登録……………(障害福祉課) ……三
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……三
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……三
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(水産振興課) ……四
- 公共測量の実施……………(監 理 課) ……四
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……四
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(同) ……四
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……六

告 示

青森県告示第六百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	秋田 武彦	施術所の名称	秋田接骨院	施術所の所在地	五所川原市大字沖飯詰字帯刀三四の二	休止年月日	平成三〇・九・一八
-----	-------	--------	-------	---------	-------------------	-------	-----------

青森県告示第六百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	吉田 建造	施術所の名称	青山接骨院	施術所の所在地	弘前市大字堅田五丁目八の六	廃止年月日	平成三〇・五・二四
-----	-------	--------	-------	---------	---------------	-------	-----------

青森県告示第六百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	廃止年月日
平 詩織	三戸郡五戸町字兔内二六の一	平成二六・七・三一

青森県告示第六百七十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種 類	居宅サ ービス 事業を 行 う 事 業 所		廃止の 年月日	廃 止 の 年 月 日
			名 称	所 在 地		
株式会社 ニチイ学 館	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目九	居宅 養 護 指 導	ニチイ ケア センター 訪問看護 ステーション	三沢市大町二 丁目八の三	平成 二六・五・一八	平成 二六・九・三〇
医療法人 公仁会	上北郡野辺地町 の字野辺地一五〇	短期入 所療養 介護	川上ク リニッ ク	上北郡野辺地 の字野辺地一 五〇の一	三〇・八・二六	〃
医療法人 公仁会	上北郡野辺地町 の字野辺地一五〇	訪問 看護	野の花 訪問看護 ステーション	上北郡野辺地 の字野辺地一 五〇の一	〃	〃

医療法人 公仁会	上北郡野辺地町 の字野辺地一五〇	通所リ ハビリ テーシ ョン	川上デ イター セン	上北郡野辺地 の字野辺地一 五〇の一	〃	〃
-------------	---------------------	-------------------------	------------------	--------------------------	---	---

青森県告示第六百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サ ービス 事 業 者	介護予 防サ ービ スの 種 類	介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 行 う 事 業 所		廃止の 年月日	廃 止 の 年 月 日
		名 称	所 在 地		
株式会社 ニチイ学 館	介護予 防居宅 療養指 導	ニチイ ケア センター 訪問看護 ステーション	三沢市大町二 丁目八の三	平成 二六・五・一八	平成 二六・九・三〇
医療法人 公仁会	介護予 防通所 リハビ レーシ ョン	川上デ イター セン	上北郡野辺地 の字野辺地一 五〇の一	三〇・八・二六	〃

青森県告示第六百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次の介護老人保健施設の開設者から介護老人保健施設を廃止する旨の届出があったので、同法第百四条の二第二号の規定により公示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三村 申 吾

開介 護老人保健施設 者	氏名 氏名又は 名	主たる 事務所の 所在地又は 住所	名 称	所 在 地	廃止の 届出 年月日	廃止の 年月日
北部 上北 地域 事務 組合	九 字 上北 郡野 辺地 の町	〇 〇 〇 〇 〇	公立野 辺地病 院介護 施設 老人保 健型	上北郡 野辺地 の町 字鳴沢 九の二	平成 三〇・ 九・一	平成 三〇・ 九・三〇

青森県告示第六百七十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三村 申 吾

登録 番号	登録 年月日	氏名 氏名又は 名称	住 所	事 業 名 称	所 在 地	業 務 開 始 年 月 日	備 考
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	平成 三〇・ 一〇・ 一	社会福 祉法人 七峰社	弘前市 大町二 丁目一 の八	児童発 達支援 センター 「花の 塔」	黒石市 大字中 川四一 の五	平成 三〇・ 一〇・ 一	児童発 達支援 ・放 課後サ ービス
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〃	社会福 祉法人 七峰社	弘前市 大町二 丁目一 の八	障害者 支援 センター 「郷館 のろ	黒石市 甲六四 の八	〃	障害者 支援 施設

青森県告示第六百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三村 申 吾

指定 障害福祉サ ービス	名 称	主たる 事務所の 所在地	障 害福 祉サ ービ スの 種 類	障 害福 祉サ ービ スを行 う	指 定 年 月 日
社会福 祉法人 藤聖母 園	青森市 奥野三 丁目七 の一	共同生 活援助	障 害者 への 支援	弘前市 大字大 清四丁 目六の 一	平成 三〇・ 一〇・ 一
特定非 営利活 動法人 だまり の家	三戸郡 田子町 大字西 館野	自立訓 練（生 活訓練 ）	障 がい 者へ の支 援	三戸郡 田子町 大字長 坂三	〃
特定非 営利活 動法人 障害者 地域生 活支援 セン ターび あ	八戸市 東白山 台三丁 目二一 の二	同行援 護	障 がい 者へ の支 援	三沢市 南町四 丁目三 一の三 七三	〃

青森県告示第六百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三村 申 吾

指定 障害児通 所支援事 業者	名 称	主たる 事務所の 所在地	障 害児 通所 支援 の種 類	障 害児 通所 支援事 業を行 う	指 定 年 月 日
〃	〃	〃	障 害児 通所 支援	〃	〃

一般社団法人 ブラシア	弘前市大字撫牛 子三丁目一五の 八	児童発達 支援	発達支援ク ラム	弘前市大字撫牛 子三丁目一五の 八	平成 三〇・一
一般社団法人 ブラシア	弘前市大字撫牛 子三丁目一五の 八	放課後等 デイサー ビス	発達支援ク ラム	弘前市大字撫牛 子三丁目一五の 八	〃

青森県告示第六百七十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称	場 所
発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間
蓬田 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田七の三 工藤 徹 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四一の 福井 明彦 一 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一の 古川 正美	平成三十年十 月五日から十 月十九日まで 蓬田村漁業 協同組合

青森県告示第六百七十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
- 二 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準測量及び現地測量）
- 三 測量の期間
平成三十年九月十四日から平成三十一年二月二十八日まで
- 四 測量の地域
八戸市売市一丁目、売市二丁目及び売市四丁目地内

青森県告示第六百八十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県庁消費生活協同組合
- 二 変更内容
1 変更前
青森市長島一丁目の一
2 変更後
青森市新町二丁目四の三〇

青森県告示第六百八十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成三十年三月三十一日をもって青森県取

入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
弘前市大字新町一六三の二
工藤 裕子

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）桜川商業施設

青森市桜川七丁目六四九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和リース株式会社

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一の三六

代表取締役 森田俊作

三 意見の概要
県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成三十年十月五日から同年十一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベニモール五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六六一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 意見の概要
県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成三十年十月五日から同年十一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

U マート弘大前店

弘前市大字富田三丁目七の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社あさひほうむ

弘前市大字早稲田二丁目二の五

代表取締役 葛西重明

2 弘前銘醸株式会社

弘前市大字富田三丁目七の一

代表取締役 加藤宏幸

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成三十年十月五日から同年十一月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

普通旋盤 十式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年九月十八日

五 落札者の名称及び住所

株式会社西衡器製作所

青森市新町二丁目六の二〇

六 落札金額

三千五百十万円

七 落札者を決定した手続

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成三十年八月六日

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭